

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山口市は、国民健康保険関係事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口市長

公表日

令和4年12月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	<p>【事務の概要】 国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用者以外の市の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。 また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険料を徴収している。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険の被保険者の資格管理(被保険者の資格得喪・変更等の事務処理を行い台帳整理/被保険者証、限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病療養受給証等の交付) ②国民健康保険料の賦課管理(所得照会、所得申告書に関する確認、賦課台帳の整理、特別徴収対象者の管理/賦課決定し通知書発送/保険料の減免に関する事務処理/非自発的失業者の軽減に関する事務処理) ③国民健康保険の医療給付(レセプトの管理/療養給付費、療養費、特別療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費の支給) ④国民健康保険の保健事業の実施(特定健診、特定保健指導の実施/人間ドック、歯科健診の助成) ⑤国民健康保険料の収納管理、口座情報の管理(保険料の収納管理、還付充当/口座情報の管理、異動、照会) ⑥国民健康保険料の滞納情報の管理、滞納整理(滞納者の情報管理、納付勧奨/保険料の督促及び滞納整理) ⑦被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の連携</p> <p>なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組の導入を行うとされたことと、当該仕組のような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	<p>総合行政システム(国民健康保険関連・収納消込・滞納整理)、統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(*)</p> <p>* 国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>国民健康保険資格ファイル 国民健康保険料賦課ファイル 国民健康保険給付ファイル 国民健康保険料収納管理ファイル 国民健康保険料滞納整理ファイル</p>	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項及び別表第一の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、42、62、80、87、93、97、106、109、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、22の2、25、33、43、44、46、49、53、55の2、59の3条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二42、43、44の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25、25の2、26条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山口市健康福祉部保険年金課、山口市総務部収納課
②所属長の役職名	保険年金課長、収納課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山口市総合政策部広報広聴課市民相談室 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 083-934-2886
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山口市健康福祉部保険年金課、山口市総務部収納課 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 保険年金課 083-934-2800 収納課 083-934-2739

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	I 関連情報_5. 評価実施機関における担当部署_②所属長	保険年金課長 三輪 孝治、収納課長 山崎 輝彦	保険年金課長 三輪 孝治、収納課長 濱田 和昌	事後	
平成29年9月27日	I 関連情報_1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務_②事務の概要	<p>【事務の概要】 国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用者以外の市の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。 (略) ⑥国民健康保険料の滞納情報の管理、滞納整理(滞納者の情報管理、納付勧奨/保険料の督促及び滞納整理)</p> <p>なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>【事務の概要】 国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用者以外の市の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。 (略) ⑥国民健康保険料の滞納情報の管理、滞納整理(滞納者の情報管理、納付勧奨/保険料の督促及び滞納整理) ⑦被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の連携</p> <p>なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事前	
平成29年9月27日	I 関連情報_1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務_③システムの名称	総合行政システム(国民健康保険関連・収納消込・滞納整理)、統合宛名システム、中間サーバー	総合行政システム(国民健康保険関連・収納消込・滞納整理)、統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(*) * 国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	
平成29年9月27日	I 関連情報_3. 個人番号の利用_法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の30の項	番号法第9条第1項及び別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月27日	I 関連情報_4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携_②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二42、43、44、45、46の項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、42、62、80、87、93、97、106、109、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、22の2、25、33、43、44、46、49、53、55の2、59の3条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二42、43、44の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25、25の2、26条	事後	
平成29年9月27日	I 関連情報_5. 評価実施機関における担当部署_②所属長	保険年金課長 三輪 孝治、収納課長 濱田和昌	保険年金課長 塚本 宏治、収納課長 濱田和昌	事後	
平成29年9月27日	II しきい値判断項目_1. 対象人数いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年9月1日 時点	事後	
平成29年9月27日	II しきい値判断項目_2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年9月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報_5. 評価実施機関における担当部署_②所属長	保険年金課長 三輪 孝治、収納課長 濱田和昌	保険年金課長、収納課長	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断_1. 対象人数いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断_2. 取扱者数いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策	<新規>	評価書のとおり	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月12日	I 関連情報_1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務_② 事務の概要	(省略) なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	(省略) なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組の導入を行うとされたことと、当該仕組のような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月12日	I 関連情報_1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務_②事務の概要	※前項の続き	<p>＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 	事後	
令和3年11月12日	I 関連情報_3. 個人番号の利用_法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	<p>番号法第9条第1項及び別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条</p> <p>＜オンライン資格確認の準備業務＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項及び別表第一の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月12日	I 関連情報_4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携_②法令上の根拠	(省略) (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二42、43、44の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25、25の2、26条	(省略) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二42、43、44の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25、25の2、26条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和3年11月12日	II しきい値判断_1. 対象人数_いつの時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	
令和3年11月12日	II しきい値判断_2. 取扱者数_いつの時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	